

平成 27 年度第 1 回二宮町・大磯町障害者自立支援協議会議事録

1 日 時 平成 27 年 7 月 31 日 (金)

I 自立支援協議会 9 時 30 分～10 時 30 分

II 研修会 10 時 30 分～12 時 00 分

2 会 場 大磯町立福祉センターさざれ石 2 階レクリエーション室

3 出席状況

出席者	二宮町手をつなぐ育成会	室伏 則子
	大磯町手をつなぐ育成会	野口 富美子
	二宮町民生委員児童委員協議会	平田 隆彦
	大磯町民生委員児童委員協議会	安藤 憲和
	大磯町社会福祉協議会	岩本 朋子 (代理)
	平塚児童相談所	妹尾 洋之
	平塚保健福祉事務所	今泉 奈津子
	湘南養護学校	吉田 豊
	二宮町健康福祉部	倉重 成歩 (代理)
	二宮町健康福祉部	黒石 俊彦
	大磯町町民福祉部	植地 直子
	大磯町教育委員会教育部	瀬戸 克彦
	湘南あゆみ会	小泉 智子
	よるべ会	荒川 克見
	たすけあいワーカーズ大空	依田 久司

事務局

二宮町	佐竹班長
二宮町	配島主事補
大磯町	小林係長
大磯町	杉山主事補
素心会	萩原 勝己
素心会	鈴木 綾子
素心会	佐藤 秀祐
素心会	大野 裕史
素心会	湊 ミワ

4 議事の経過の要綱及び結果

はじめに事務局が、本日 15 人の委員が出席しており、委員の過半数を超え本会は有効に成立した旨を報告した。

また、傍聴希望者が一名いたため、要綱に基づいて全体にはかったところ意義はなく、全会一致で了承された。

I 自立支援協議会

(1) あいさつ

二宮町・大磯町自立支援協議会会長 依田 久司

(2) はじめに

事務局 今年度初めての会議となりますが、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので順番にお一人ずつよろしく願いいたします。

委員 湘南養護学校です。今年度より委員を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員 大磯警察署の生活安全課です。どうぞよろしく願いいたします。

委員 平塚保健福祉事務所です。どうぞよろしく願いいたします。

委員 平塚児童相談所です。一点お伝えしたいことがあります本日配布された名簿の当所の電話番号と F A X 番号の訂正をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

委員 社会福祉法人よるべ会です。本日はコスタ二宮の施設長の代理として参りました。どうぞよろしく願いいたします。

委員 二宮町こども育成課です。本日は課長の松本の代理として参りました。どうぞよろしく願いいたします。

委員 二宮町福祉課です。どうぞよろしく願いいたします。

委員 大磯町福祉課です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 大磯町社会福祉協議会です。本日は会長の児玉の代理として参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 二宮町社会福祉協議会です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 大磯町民生委員、児童委員協議会です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 二宮町民生委員、児童委員協議会です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 大磯町手をつなぐ育成会です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 二宮町手をつなぐ育成会です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 湘南あゆみ会です。名簿に記載されている電話番号に誤りがありますので、後ほど訂正をお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員 大磯町身体福祉協議会です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。それでは議題の方へ進行させていただきますが、これより先の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

(3) 議題の内容

・ 第一号議案 平成 26 年度活動報告について

議長 それでは、議題を進行させていただきます。第一号議案につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料に基づいて平成 26 年度の活動報告をさせていただきます。昨年度の活動の概要につきましては資料に記載の通りとなります。また、両町の地域の相談支援の現状につきましても記載させていただきました。相談支援事業から見えるこの地域の課題としては、障害種別ごとの専門性を備えた相談支援機関が整備されていないということがまず一つ挙げられるのではないかと思います。また、計画相談に関しまして、モニタリングの開始による対応件数の増加にどこまで対応できるかなど見通しが持ちにくい状況があります。

相談支援事業を担う事業所の数が拡充が必要であると思っています。

また、相談支援事業所にとどまらず、実際に障害福祉サービスを実施する事業所の不足も挙げられます。

例えば、就労に関しては就労継続支援 A 型、そして就労移行支援事業所は両町内にありません。養護学校卒業後の進路として就労を目指して支援を受ける際には、就労移行支援事業所での実習を経ることが条件となりますが、就労移行支援事業所がないことにより他市町村の事業所にて実習を行うこととなります。

また、精神科の医療体制については、両町内に緊急時対応が可能な医療機関がなく、また、デイケアを実施する事業所もないという状況です。

通うこと自体が難しいという状況がありますので、ニーズはあっても利用を断念せざるを得ないという現状も多いと感じます。

議長 どうもありがとうございます。ただ今の説明につきまして何かご意見がありましたらよろしく願いいたします。

委員 精神障害の当事者とその家族の現状としては、まず、相談の場に赴くということが心理的にも実際に行動に移す上でも、一つ大きな障壁となっている現状があります。家族としては、あるきっかけを通じて、例えささいなことであっても、少しでも状況の改善が期待できるようつながりや配慮が実感できると非常に心強く感じます。そういった意味でも、地域の中で専門機関や事業者が連携する体制にあるということは当事者とその家族にとって大きなメリットとなると思います。

議長 地域の中で、お互いの機関や事業所がそれぞれの枠組みを超えて連携するということは、この自立支援協議会の目指す一つの姿でもあります。そして、その連携を考える上で、行政の役割は非常に大きいと感じるの

ですが、行政の立場として今年度特に力を注ぎたいことがありましたら
よろしくをお願いします。

委員 大磯町では、平成 15 年度から本格的に今のような形で地域での相談の枠組みを作り、素心会と連携して取り組んできた経緯があります。これまでの経過を振り返ると、県をはじめ地域外の専門機関にも協力を得ながら取り組んできております。しかし、十分に活用できる支援の輪がつくれたかという点についてはまだ不十分であると感じています。

今年度は、その点に関して特に力を注いで参りたいと思います。

委員 二宮町でも同じく、素心会と連携して地域の相談支援事業に取り組んできた経緯があります。その経過において他の地域の専門機関とも連携をはかってきました。今後も、専門的な支援が必要とする方に行き届くように関係機関との連携のあり方を模索して参りたいと思います。

議長 どうもありがとうございます。

連携ということに関しては、ここにお集まりの皆さんがそれぞれの事業所、あるいは機関にてどれだけのことができるかという視点が大事なのだとあらためて感じます。資料の課題にも提示されておりますが、養護学校の送迎ということに関して、現状と課題についてご説明いただけますでしょうか。

委員 現在、小学部、中学部の児童に関してはスクールバスを運行しております。高等部に関しましては、社会参加と自立の促進という目的もありますが、現状ではスクールバスでの送迎は実施しておりません。自力で通学できる生徒もいますが、それが難しい場合にはご家庭による送迎が必要になるという状況です。

議長 ご説明いただきありがとうございます。これは私個人の認識なのですが、自治体によっては、通学に対して独自の支援を設けているというような情報を耳にした記憶があります。現状では近隣の市でそのような制度が活用されている動きがあるのでしょうか。

委員 大磯町、二宮町、平塚市に在籍する生徒の状況を見る限りでは、通学に関して何か自治体の独自の制度が存在しているということはないように思います。

大磯町ではごく一部に有償のボランティアを利用されている生徒がいらしたと記憶しております。

議長 障害福祉のサービスの運用に関しては自治体によって差があるという状況があると思います。利用する側にとって、生活している場所によって支援体制が異なるという状況は、もちろん自治体の財政状況や社会資源の充実度に影響されるとはいえ、是正されていくべきではないかと思います。

委員 当事者とその家族としては、移動支援サービスを通学への利用を認めて欲しいということを行政に要望してきました。
是非、今一度、昨今の状況の変化にも配慮してご検討いただきたいと思います。

議長 両町の社協さんでも外出の支援を実施されていたと思いますが、何か今後に向けて検討していることなどはありますでしょうか。

委員 現在、大磯町社協として先ほどの課題に直接つながる事業は実施しておりませんが、今年度から「ふれあいヘルプ事業」という事業を開始します。これは、制度の挟間で公的な福祉サービスが受けられない方をご支援する目的で、出来るだけ経済的な負担が少ない形で運営を考えています。

委員 二宮町社協では独自の事業として視覚障害者の方を対象にガイドヘルプ事業という制度を実施しております。関係団体の皆様ともご協力し、社協として先ほどの課題に対して何かできることがあれば取り組んでいきたいと考えています。

また、別件なのですが資料に掲載されている相談件数等の実績等の数値につきまして、前年との比較が記載されていると状況をより把握できると思いますので大変な作業になるかと思いますがご検討いただけないでしょうか。

議長 どうもありがとうございました。ただ今ご指摘のありました件につきましてはいかがでしょうか。

事務局 ご指摘どうもありがとうございます。来年度より前年との比較ができる

形で記載するようにさせていただきます。

また、登下校に関する送迎の件につきましては、この近隣の市町村では、藤沢市が移動支援のヘルパーの利用を一定の条件のもと認めているようです。例えば、車両の利用についての経費は自費であったり、一名に対して運転手と付き添いの２名体制実施するなどの条件があるようです。

横浜市や川崎市では、移動支援と並んで単独事業として通学支援というサービスを実施しているという情報も得ています。しかしこの湘南西保健福祉圏域では、登下校に関する送迎のサービスは緊急の事情等の例外を除いて実施していないという現状になります。

議長 情報提供をいただきどうもありがとうございました。それでは、この平成 26 年度の活動報告に関してのご了承の可否をはかりたいと思います。

議長は参加者に平成 26 年度活動計画につきまして了承の可否をはかったところ、全会一致で可決された。

・ 第二号議案 各事業所・機関からの報告

議長 それでは次の議題に移りたいと思います。各事業所・機関からの報告に移りたいと思います。

委員 本校の登下校の送迎をめぐる状況につきましては先ほど議題にも挙がりました通りとなります。近隣の養護学校とも課題を共有して参りたいと考えております。

委員 大磯警察です。皆様に関連する地域の課題につきましては適時情報提供させていただきます、ご協力させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 平塚保健福祉事務所です。精神保健福祉の領域につきましては、知的障害、身体障害のいわゆる三障害の中で取り組みが遅れている側面があるのが実情です。処遇困難なケースにつきましては、関連する地域の皆様のご協力をいただきながら取り組んで参りたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 平塚児童相談所です。平塚児童相談所は昨年4月に開設いたしましたして一年を経過しました。その間の障害に関するご相談の延べ件数は951件となります。この数字は湘南西部圏域の数値となりますので二宮町・大磯町のみの件数ではありませんが、他の圏域の児童相談所の相談件数と比較しても多い傾向があります。

その中でも発達障害に関する件数が増加している状況が特徴的です。

自宅での生活が困難となり、長期にわたって生活を支えていける場を探す必要が生じた際に、知的に遅れを伴わない児童の場合、特性上知的障害児施設でも児童養護施設でも受け入れが難しい現状があります。地域の皆様と課題を共有して参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

委員 コスタ二宮です。当事業所では就労継続支援B型、生活介護及び計画相談に取り組んでおります。先ほど社会資源の不足の課題でも挙げられておりましたが、当事業所では今年4月から就労移行支援事業については閉止という判断をいたしました。就労移行支援は2年間という期限の中で就労を目指すという制度になりますので、定員の充足が難しいという状況と、施設運営上の理由も重なったという背景があります。また、当事業所では相談支援専門員を一名配置しておりますが兼務となっているため、相談支援に専念できるという状況ではありません。今後地域の皆様とご協力させていただく際の課題として認識しております。

委員 大磯町社会福祉協議会です。現在配食サービスを月・木・土で実施しております。従来は独居の高齢の方を中心にお届けしておりましたが、今年度から対象を拡大し、一般の方で子育て世代の方や精神障害、あるいは知的障害の方にもご利用していただけるように検討しております。私は地域包括支援センターにて勤務しておりますが、65歳を迎える方につきまして関係各機関、事業所の皆様と連携して対応を検討させていただいております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

委員 二宮町社会福祉協議会です。社協として地域の障害に対する理解を促進する役割を常に意識して取り組んで参りたいと考えております。特に、今までの障害の概念になかった発達障害についての理解を深める

試みが必要だという認識でおります。また、本日配布させていただきましたが、障害者差別解消法についても啓発活動の一環として周知を図って参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 大磯町民生委員・児童委員協議会です。現在私どもの実務は主にご高齢の方への対応が中心となっており、障害を持つ方への対応につきましては数としては少ない状況があります。個別の事情があるためひとくくりにはできない難しさを感じております。各種の研修の機会を利用して、より専門的な支援へ必要に応じてつなげられるように、民生委員の立場で何ができるかを今後も考えていきたいと思っております。

委員 二宮町民生委員・児童委員協議会です。民生委員・児童委員の実務として各担当地区での訪問や相談対応、見守り活動などが中心となります。また、私どもの協議会では障害、高齢、児童の種別ごとに協議会を設けて対応を検討しております。地域の専門機関、事業所の皆様と連携する機会としても活用させていただいております。

委員 大磯町手をつなぐ育成会です。全国組織である育成会の動きとして警察をはじめ司法機関の皆さんへ知的障害への理解を深める試みに取り組んでおります。

社会の中で、知的障害を持つ方も一般の健常者と同様に、事件の被害者にも加害者にもなり得ますが、昨今の社会情勢も考慮すると、障害の特性や背景について当事者の立場から説明する機会が必要ではないかとの思いで取り組んでおります。

委員 二宮町手をつなぐ育成会です。前回の協議会にて行政の担当の方と同じ立場で意見交換ができるような機会を設けたいという希望を挙げさせていただきましたが、今年の5月に行政関係者の方との意見交換会が実現いたしました。大変貴重な機会を設けていただきましてどうもありがとうございました。

次回実施する際には、教育や子育てに関する意見交換を希望する声が多く上がりましたので、子ども育成課の皆さんも交えた会合が実現すると理想的だと感じています。

是非、積極的なご検討をいただきたくお願いいたします。

委員 湘南あゆみ会です。当会は精神障害を抱える当事者とその家族で構成されております。各種の勉強会や交流会を定期的に実施しております。一般の方へ向けても公開しておりますので、ご活用いただければ幸いです。今年の10月より統合失調症に関してテキストを利用した勉強会を発足する予定です。皆様のご参加をお待ちしておりますので是非お声かけ下さい。

委員 大磯町身体福祉協会です。聴覚、視覚、肢体、内部障害を抱える当事者で構成されております。当会の活動内容の一つとして、大磯町障害福祉センター内での喫茶室の運営と売店の運営に取り組んでおります。また、会員相互の交流と親睦にも取り組み、地域の中で孤立してしまう状況がないように心がけております。会員自身と長年お力をいただいているボランティアの方も高齢化が進んでいる現状もありますので、行政の皆さんとも何か良い方策はないか検討して参りたいと考えております。

議長 各団体、機関の皆様からのご報告をいただきどうもありがとうございました。それでは続きまして、その他の連絡に移りたいと思います。

事務局 一点ご報告させていただきます。来年4月から施行される障害者差別解消法については、この圏域の自立支援協議会にてモデル協議会というものを設けて検討することとなりました。今後具体的な情報につきまして情報提供させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは他にご発言がないようでしたら本日予定している前段の協議会の部分につきましては以上とさせていただきます、この後、研修会の部へと移りたいと思います。

10時7分に協議会は閉会した。

Ⅱ 研修会 10時15分～

事務局 これより研修会の部に移りたいと思います。昨年度も継続して議論して参りましたが、自立支援協議会の構成や積極的な運営に向けて意見交換を重ねてきた経緯があります。本日はご紹介する綾瀬市の地域自立支援協議会では非常に活発に先駆的な取り組みをされております。また、綾瀬市は人口規模としてもちょうどこの両町を合わせ

た数に近いということもあり、参考とさせていただけることが多いのではないかと思います。

本日は、社会福祉法人唐池学園・貴志園施設長の富岡貴生様に講師としてお越しいただきました。

富岡様は、この綾瀬市の地域自立支援協議会におきまして中心的な役割を担われてこられました。それではどうぞよろしくお願いいたしますします。

講師 富岡氏 ただ今ご紹介いただきました社会福祉法人唐池学園・貴志園施設長の富岡と申します。私の所属する法人では知的障害を抱える方を対象とした施設入所支援・生活介護・就労継続支援 A 型・B 型・グループホームなどの事業を展開しております。平成 13 年頃に国のケアマネジメント体制推進事業という事業が開始され、当法人が受託した経緯があります。そしてこのことは、当法人が地域の相談支援事業に本格的に携わることとなった初めの一步として位置づけられると思います。また、今日お招きいただきました素心会さんも同じくこの事業を受託されておられたので、お互いに試行錯誤しながら取り組んできたことが印象に残っております。

その後、平成 17 年に綾瀬市において相談支援事業に本格的に取り組むこととなりました。この事業が始まる前は、行政や社会福祉協議会が相談の機能を担っていましたが、ここでいう相談とは申請に対して受理するか否か、要望に対して機関として応えられる内容か否かという振り分けが中心であったと思います。

しかし、本来の相談の機能は、要望に対して応えられるか否かで止まってしまうのではなく、要望に対してどのようにしたら応えられるかを考えることではないかと学びました。

例えば、年齢により施設を退去しなくてはならない際に次の生活の場を探すなど、次の展開にまで踏み込んでこそ相談支援といえるのではないかと思いますしながら取り組んで参りました。

本日は、このような綾瀬市での相談支援の取り組みと密接に連動し、地域の障害福祉を推進してきた自立支援協議会についてお話しさせていただきたいと思います。

各地域の特性もありますので、綾瀬市での取り組みや方策がそのまま二宮町、大磯町に合致するかはわかりませんが、ご参考になればと思います。

私どもの法人では、「ゆいまーる」という名前の相談支援事業所を運営しております。当法人では知的障害、あるいは知的障害と精神障害を併せ持つような方への支援については蓄積がありますが、身体障害の方、あるいは精神障害の中でも病状の重い方に対する支援については専門性を備えておりません。そのため、当事業所のみで三障害全てに対応することについては限界があります。地域の相談支援体制を考える中で、当事業所は事務局としての機能を担い、地域の各事業所がそれぞれの専門性を活かせるようにしています。

しかし、綾瀬市におきましても精神、あるいは身体障害を専門とする機関や事業所はない状況ですので、ゆいまーるが受託した事業費を相談支援体制を担う他市の事業所や機関へ対しても分配する仕組みをとっております。具体的には、精神障害の方のご相談については、近隣市の精神科病院へ依頼し、病院のワーカーが週に一回市役所に来庁して相談の対応をする体制となっており、身体障害や重度心身障害児の相談支援についても他市で専門的に支援している事業所へ依頼し相談員が定期的に派遣されるようになっていきます。また、知的障害に関しましては、当法人の貴志園以外にも、市内に社会福祉法人聖音会が運営するさがみのホームと綾瀬ホームという入所施設があります。地域の相談支援体制を確立する上でも幅広い参加が必要となりますので、同じく委託費を分配し、相談支援体制の一角を担っていただいております。綾瀬市からの委託費については、このように相談支援体制を担う各事業所・機関へ分配しておりますが、これは地域貢献という位置づけで取り組んでいるからこそできることだと思います。

しかし、複数の事業所がそれぞれのアセスメントや進め方をしてしまうと統制がとれなくなってしまう。そこで当法人の「ゆいまーる」が各事業所の相談を集約し、全体の運営や管理あるいはスーパーヴィジョンを担うようにしております。

当事業所は管理者を含めて4名の相談員がおりますが、委託費だけでは人件費もまかなえないという状況です。しかし、当法人のサービスを利用している方、例えば貴志園に入居されている方は施設の中だけで生活は完結しておりません。休日は外出をしたり地域の社会資源を趣味や買い物のために活用する機会もあります。相談支援事業を通して、地域の理解や暮らしやすさを開拓していくことは当法人の利用者に対してもメリットを還元することになると思います。で、地域貢献事業と位置付けて取り組んでいます。

綾瀬市における相談支援事業体制についてご説明させていただきましたので、その取り組みと地域自立支援協議会がどのように連動しているかについて今回はご説明させていただきます。

平成 18 年の自立支援法の施行とともに制度上の位置づけが明確となりましたが、綾瀬市の地域自立支援協議会の出発点は個別の課題を地域の課題として捉えるということでした。

個別の課題に対して、議論や意見交換を重ね、出来ないことに対して不満や不足感に終始するのではなく、「どうしたらできるのか」「何ができるのか」というアイディアを出し合うということを大事にしてきた経緯があります。

これらの目的を理解していないと参加者が同じ立場に立つことができません。そこで、行政担当者も巻き込んで、繰り返しこのことを意識して働きかけてきました。多機関、多職種がこの自立支援協議会への参加を通して、個別の課題のもとに連携するということが目標になります。

こうした目標がなければ、この自立支援協議会というシステムは制度上の建前だけのものとなり形骸化していってしまいます。それゆえに、私達綾瀬市の地域自立支援協議会の取り組みは「個別の課題から出発する」ということを原点としています。

ここでは誰もが地域福祉を推進する主体であります。行政も前述の定期相談が開催される際には、市内でも交通の便が良い庁舎内の会議室を提供するなどの協力はもちろんのこと、横並びで相談支援に取り組むという体制で臨んでいます。

相談支援においては、対象となる個人、家族の状況あるいは、課題の内容によっては行政担当者の直接的な関与も必要な場合がよくあります。その際にも、この地域自立支援協議会を通して課題を共有していること、お互いがお互いの立場で何ができるかという姿勢が培われていることは、相談者にとって大きなメリットではないかと思います。

平成 24 年から、綾瀬市ではサービス等利用計画の取り組みに本格的に着手することとなりましたが、膨大な数の対象者の中からまず取り組みやすい条件の方から進めていくというスタンスで開始しました。すべてが手探りで運用上の仕組みもないという状態でしたが、数の上である程度の見通しがついてきた段階で、さらに専門性をもとに相談を進める必要性が浮上してきました。具体的には、より障害の種別や特性を踏まえるため、専門機関と連携することであった

り、計画の書式をより実情に即した形に一部変更するなど、中身についても行政と検討を重ねた経過があります。

市内に指定特定事業所が私達ゆいまーるの一か所しかないという状況であったため、平成 25 年度については、指定相談支援事業所の数を増やすことを目的に地域の各事業所や団体に働きかけてきた経緯があります。結果としては増えなかったのですが、計画相談に関する意識の高まりにつながったのではないかと思います。

その後地域内に株式会社や特定非営利活動法人などが運営する事業所が増え、また他市町村にありながらも相談支援事業を通して当市と深い関わりのある事業所や機関に対して、指定相談支援事業所として指定を受けるための申請等へのフォローや相談支援専門員のスキルアップ、計画作成のための技術指導などの取り組みを経て現在 7 事業所にまで増えた経緯があります。

綾瀬市においては、計画相談は単にプランを作成するだけに止まらず、困難なケースに対して多機関が関与するという体制づくりも重要な目的の一つであると認識しております。

単にサービス案を記入して終わるのではなく、精神科への橋渡しや、権利擁護など、医療や司法との連携も視野に入れ、既存のメニューにない支援を地域の資源を活用してどのように展開するかが問われていると思います。

また、そのような試みを通して、各事業所の相談員の力量が向上していくということになると思います。

このように、地域自立支援協議会では、計画相談の展開を通して包括的な支援体制を構築することを目的として取り組んできました。

そのような相談支援体制の進展と連動しこの地域自立支援協議会におきましても、平成 26 年度より協議会の再編成に取り組んでいます。資料にも掲載しておりますが、市内・外を問わず協議会に賛同する全ての機関・事業所・団体が参加する「オールあやせ」というキーワードのもと現在取り組みを推進しています。

また、部会の構成につきましては、従来は三障害の種別ごとに部会を設けていましたが、継続して参加している各団体、機関の相互理解も促進したため、「就労・進路」「権利擁護」「災害対策」など課題別に再編しています。しかし、やはり種別ごとに継続して検討する機会も必要もあるという意見もあり、精神障害と児童の分野については部会の設置を継続しています。各部会で個別のケースに

ついて具体的に検討し、協議会（全体会）で報告するという形式で進めています。

ここで、この協議会の取り組みの中で具体的に実現したことについて、一つご報告させていただきます。

綾瀬市内にはデイケアを備えている精神科の病院がありませんので、退院し治療中心の段階から福祉サービスへの移行を目指す方にとって他市のデイケアに出向いていけないといけないという状況が負担になっていました。そのような課題を目の当たりにして、この地域自立支援協議会の発足から密接に協力をいただいている大和市の大和病院から、送迎バスの運行に余裕がある曜日について綾瀬市役所まで運行を検討していただけることとなりました。

また、市役所を送迎場所に利用するためには、行政との調整が必要となります。その点についても協議会で課題を共有しておりましたので支障なく了解が得られました。

最後になりますが、これまでの経過を振り返ると、地域自立支援協議会の運営と相談支援の展開は不可分であると強く思います。

地域の中で困っている方は、自分から発信することができないからこそ、私達の方から介入していかないといけないと思います。

サービスの利用にまでたどり着けない方は声を上げることもできずたくさんいらっしゃいます。そうした方々に出会うきっかけと仕組み作りを担うことが求められていると思います。社会的に弱い立場にある方の視点を通して、そうでない方も含めて「綾瀬で暮らして良かった」と思える地域づくりに貢献していきたいと考えています。

ご清聴どうもありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。地域の相談支援体制と自立支援協議会の役割について詳細なご説明をいただきました。

議長 個別のケースについて検討を進めるということが非常に印象に残っておりますが、実際には課題を抱えながらも相談に至らないニーズも多いと思うのですが、そういった相談につながらず埋もれてしまう方に対して何か取り組まれていることはありますでしょうか。

富岡氏 ご指摘の通り、実際に状況を把握できていない方への対応については課題であると感じています。

ご本人、ご家族から発信できない、あるいは発信していただけない状況であっても、そのご親族の方あるいは地域の民生委員の方が代わりに声を上げていただけるという場合もあります。そのように誰かが代弁してくれるという環境づくりに取り組んでいるところです。

ある時に、地域の民生委員の方から大変大柄で知的障害を持っていると思われる成人のお子さんと毎日同じコースを散歩しているお母様がいるが、「対応が大変そうで声をかけたいのだが、なかなか声をかけられるような雰囲気でもなく気がかりです」というご相談をいただいたことがありました。そこで、その散歩コースに赴いて、時候の挨拶から入り、自然な形で何回か接触を繰り返し、相手の方の警戒心が和らいだ段階で福祉関係者であることを説明し、「もしお困りのことがあれば、お力添えできるかもしれません」という形でご相談につながっていったという事例もありました。

このように、周囲からの代弁という形で浮上したご相談に関しては慎重に進めていく必要があると思います。情報の取り扱い方に対しても関係者と相談者の信頼関係にも配慮する必要があると思います。

事務局 どうもありがとうございます。他に何かご意見やご質問はありますでしょうか。

委員 貴重なお話をいただきどうもありがとうございました。
計画相談に関する内容で何件かお伺いたいことがあります。計画相談を担当する事業所が徐々に増えてきたということでしたが、一つの事業所で抱えていたケースを他事業所へ移管する動きはあるのでしょうか。また、通所サービスを利用している方の計画相談を同一法人の事業所が担当するという点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

富岡氏 ご質問いただきありがとうございます。単一のサービスのみ利用している方や家庭環境や経済基盤が安定している方については少しずつ他事業所へのサービスの移管を進めているところです。しかし、複雑な事情を抱えているケースにつきましては対応できる事業所が限られますのでその点には配慮しています。

ケースを移管する際には、本人、保護者の了解のもと引き継ぎを行うようにしていますが、その際には相談者にとってのメリットを伝えて、納得できる説明を心がけています。

また、総合支援法の趣旨に則りまして、現在利用しているサービス事業所と同一法人内の相談支援事業所が計画相談を担当することについては基本的には避けるようにしています。

例えば、ゆいまーるは同一法人内の事業所の貴志園の入所者については一人も担当しておりません。サービスを提供している事業所で作成が必須である個別支援計画と相談支援事業所が作成するサービス等利用計画との関係性について今一度確認する必要があると感じます。

委員 どうもありがとうございました。

事務局 活発なご意見をいただきどうもありがとうございました。
他にご意見、ご質問がないようでしたら以上を持ちまして終了させていただきますと思います。

研修会は 12 時 12 分に閉会した。